

「悪質商法」に御注意！

令和8年度高齢者被害 特別相談

消費生活に関し、電話または来所による相談を受け付けます。
来所される場合は、予約制となっておりますので、事前に御連絡ください。

日時： 令和8年9月17日(木)・18日(金)

9時～16時 ※金曜日は電話のみ19時まで

対象： 市内在住、在勤の65歳以上の方
御家族等からの御相談もお受けします。

相談専用電話

(044) 200-3030



実施機関名：川崎市消費者行政センター

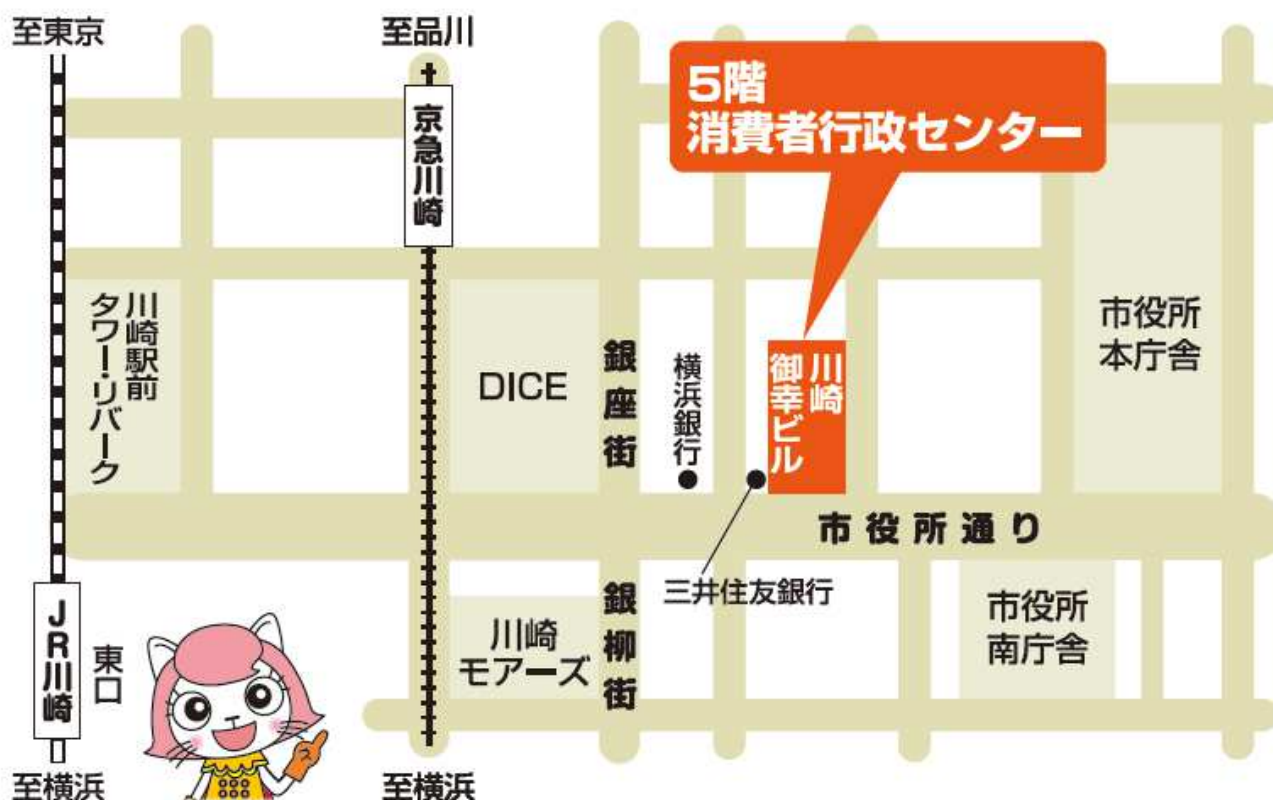
川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル5階

(案内図：裏面参照)



《実際にあった相談事例》

- ◆ 国の機関を名乗る所から固定電話に着信があった。2時間後に通信が切れると留守番電話にメッセージがあり、不審だ。
- ◆ 「ガス給湯器の無料点検に行く」という電話があり了承したが不審なので断りたい。業者と連絡がつかず不安。
- ◆ 洗面所の下排水管から水漏れがしたので、折り込み広告を見て事業者を呼んだら、高額な水栓交換工事の契約をした。解約したい。



川崎市消費者行政センターでは悪質商法被害未然防止や消費者行政センターの周知のため、チラシ、リーフレット、パンフレット等を発行しています。HPから見ることもできますので、是非御活用ください！

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/256-4-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>